

令和3年度4月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業			担当課	子育て支援課
事業実施期間	令和3年度	款	3	項	2	目	5
令和2年度		令和元年度			平成30年度		
予算額	決算見込額	決算額			決算額		
64,169千円	53,549千円	千円			千円		
令和3年度補正予算額	財源内訳 (単位:千円)						
	国庫支出金	県支出金	使用料・手数料	分担・負担金	繰入金	地方債	その他 一般財源
27,019千円	27,019						

○事業の目的・効果

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加を勘案し、特別給付金を支給することとなり、この対象者のうち、「児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)」分について給付金を支給する。

※ひとり親世帯以外の「住民税非課税の子育て世帯(その他低所得の子育て世帯)」分については、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に支給する予定。

○事業の内容

(1) 支給対象者

- ① 令和3年〇月分の児童扶養手当の支給を受けている人(児童扶養手当受給者)
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人(公的年金給付等受給者) ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(家計急変者)

※令和2年度に実施した、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付と支給対象者の考え方は同様(対象者に係る時点のみ変更されている。)

(2) 給付額

児童1人当たり一律50,000円

(3) 給付金支給時期

①の対象者は5月中旬(申請不要)。②・③の対象者は申請後、可能な限り速やかに支給する。

○積算根拠

【歳出】

事業費 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 24,800千円(5万円×496人)

事務費 2,219千円

会計年度任用職員報酬 263千円、時間外勤務手当 768千円、消耗品費 77千円

印刷製本費 4千円、郵送料 94千円、振替手数料 88千円、システム改修業務委託料 925千円

【歳入】

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業費補助金 24,800千円(補助率10/10)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事務費補助金 2,219千円(補助率10/10)